

刑務所から見る刑事司法システム

- 1、はじめに
- 2、刑務所に行く前
- 3、刑務所での生活
- 4、出所した後
- 5、おわりに

1、はじめに

犯罪は人々の生活を肉体的、精神的、経済的に大きく変えてしまうもので、中でも再犯は1度矯正教育を受けているにもかかわらず矯正しきれずにもう1度犯罪を繰り返してしまうということである。総犯歴別の人員構成比では初犯者は71、1%であるのに対して、再犯者は28、9%にとどまっている。ところが件数構成比を見ると、初犯者による犯歴の件数は42、2%であるのに対して再犯者による犯歴の件数は57、7%を占めている。ということは約3割の再犯者によって約6割の事件が起こされていることになり、同じ者によって複数回の事件が起こされている。果たして適正な矯正がなされているのか？

そこで今回は逮捕されてから出所する過程を紹介しながら、矯正教育のあり方を見ていきたい。

2、刑務所に行く前

検挙されてから刑務所に行くまでには、警察→検察→裁判所→刑事施設といくつかの機関を経ている。実は、検挙された人の中で刑務所に入所するのは10%にも満たない。ここでは各機関でどういった手続きが行われ最終的にどういった人々が刑務所に収容されているのかを紹介していきたい。

○警察

逮捕・検挙されると、犯罪の軽重・被害者感情などにより、検察に送致されるか微罪処

分に分かれる。微罪処分になると生年月日・犯歴などが検察官に報告されるだけで警察官の訓戒などで事件が終了する。

○検察

検察に送致されるとまず起訴されるか不起訴になるかで分かれる。起訴されると、公判請求か略式命令請求（百万円以下の罰金または科料）となる。

○裁判所

起訴された者は地方裁判所または簡易裁判所に移される。略式命令請求をうけた者のほとんどが略式命令となるが、残りは裁判をうけることになる。

裁判で有罪判決（無期懲役・有期懲役、禁固）をうけた者が刑務所へいくことになる。

また死刑は拘置所に行くことになる。

なお、全国77の刑務所の施設に一日平均70625人が収容されている（収容率112%）。

3、刑務所での生活

懲役または禁固刑を受けると入所することになるが、ここでは実際の刑務所での生活を紹介していきたいと思う。

○入所から出所の大まかな流れ

刑の確定→入所→入所時教育→分類調査→受刑者処遇→仮釈放・満期釈放

○分類調査

入所時教育で刑務所の行動訓練や行動様式・しきたりを受刑者にたたきこみながら性格や適性が観察され、副看守長が受刑者と1人1人と面談して、副看守長と各工場主任とが綿密な打ち合わせをして工場配役を決める。

○受刑者処遇

・食事 1日あたりの予算 532円（2620カロリー）

例 朝 汁、お新香、佃煮など

昼 ハム、キャベツ、にんじんのごった煮など

夕 コロッケ、メンチカツ、秋刀魚など三品くらいのおかず

・入浴

ほとんどのところで週に2回、15分間でおこなっている。

「かけ湯」の号令で洗面器一杯の水をかける。「入浴」で3分間入る、「洗い方はじめ」で全身を洗い、「入浴」でまた3分入る。そして最後に「上がります」と声をかけて浴槽から出る。

・工場

受刑者の適性を考えた上で各工場に配役される。

木工・金属・印刷・縫製・皮革・自動車工場など50業種。

能力があれば、食事を作ったり、障害のある受刑者の世話ということもある。

○仮釈放

仮釈放の要件を満たすと担当刑務官によりリストが作られる。その後、仮釈放審査の準備会が行われ1人1人再度チェックされたのち、仮釈放審査会で釈放可否、希望日などについて話し合われる。最後に地方更正保護委員会で面接などを受け認められると仮釈放が決定となる。

※仮釈放の要件

刑法28条「懲役又は禁錮に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑についてはその刑期の三分之一を、無期刑については十年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に釈放することができる」

これを具体化したのが法務省令「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」である。

同規則18条 「仮釈放等を許すか否かに関する審理は、次に掲げる事項を調査して行うものとする。①犯罪又は非行の内容、動機及び原因並びにこれらについての審理対象者の認識及び心情、②共犯者の状況、③被害者等の状況、④審理対象者の性格、経歴、心身の状況、家庭環境及び交友関係、⑤矯正施設における処遇の経過及び審理対象者の生活態度、⑥帰住予定地の生活環境、⑦審理対象者に係る引受人の状況、⑧釈放後の生活の計画、⑨その他審理のために必要な事項」

・身寄りのない仮釈放者を受け入れる更正保護施設は101箇所あるが定員の平均は22人であり空きがないと仮釈放が認められない場合がある。

4、出所した後

- ・平成 19 年 満期釈放者数 15465 人
仮釈放者数 15832 人となっている。(新受刑者数 3 万人)

・平成 13 年に出所した受刑者が 18 年末までに再入所した累積率は 47.4%であり、満期釈放者では 59.3%、仮釈放者では 38.1%となっており、満期釈放のほうが再犯率が高くなっている。

・年齢別にみると 20 代と 65 才以上の高齢者が高く 20 歳代前半の 41%、20 歳代後半の 28.2%が再犯を犯している。65 才以上は特に約半数の者が 1 年以内に再犯を犯している。

○満期釈放

満期釈放者の場合、そのほとんどが身寄りのない者か暴力団関係の者になってしまい、作業報奨金を使い果たすと途方にくれてしまい結局窃盗、詐欺などの犯罪をしてしまい再び刑務所に戻ってくるという繰り返しとなっている。

○仮釈放

仮釈放された後は、身寄りのいる者はその元に住み、更正保護施設に入所すればそこで生活を送りながら再び自力で生活していくことを目指す。残刑期間中は保護観察官、保護司が訪問して報告、アドバイス等を行う。

・保護観察官

専門性を持った国家公務員であり、仮釈放者の円滑な社会復帰を指導・監督を行う役割を担う。仮釈放の認定なども行う。(全国で約 1000 名)

・保護司

保護観察官は人数が少なく、それを補うためのボランティアである。5 万人ほどおり実質的には保護司が保護観察を担っており、帰住地の調査や引受人との話し合いなど、他にも犯罪予防活動などをおこなっている。

5、おわりに

以上が逮捕から出所後までの流れである。ここ数年刑法犯は減ってきてはいるが再犯は決して少なくない。特に高齢者は出所しても働き口がほとんどなく途方にくれてしまう。出所後の住居の確保等を充実させていくことが必要となってくる。

参考文献

法務省保護局 <http://www.moj.go.jp/HOGO/index.html>

法務省法務総合研究所 <http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html>

外国人犯罪者 岩男寿美子著 中公新書

福島みずほの刑務所の話 福島瑞穂著 現代人文社

刑務所の風景 浜井浩一著 日本評論社

日本の刑務所東日本編 斉藤充功著 バンブームック